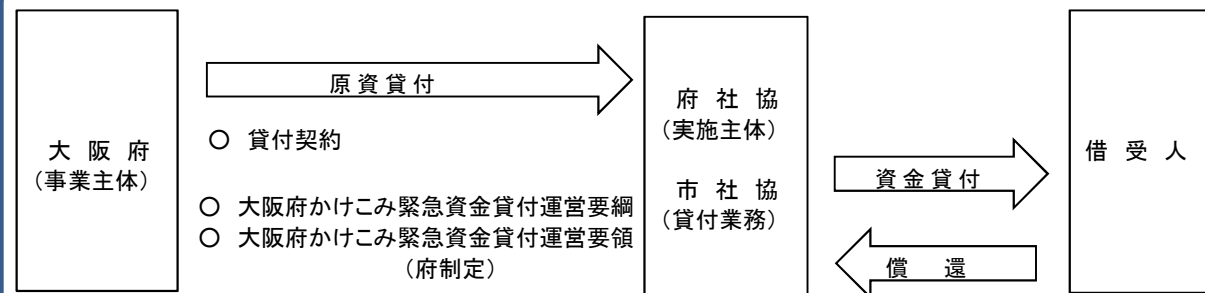


大阪府かけこみ緊急資金貸付金制度の概要

- 事業主体(制度設計)
大阪府
- 実施主体
府社協 ただし、貸付業務は市町村社協に委託
- 貸付対象
災害、傷病その他の特別の事情により著しく生活困窮に陥った世帯(大阪市除く)
- 貸付限度額
1世帯当たり10万円以内
- 貸付条件
無担保、無保証、無利子
- 償還条件
2か月据置、20か月以内
- 事業実施期間
S46.12.1要綱制定
H14.3.31新規貸付終了、H16.1.31償還期限満了

原資貸付と大阪府かけこみ緊急資金貸付のながれ



貸付実績等

【大阪府かけこみ緊急資金貸付事業の貸付実績(平成23年3月31日現在)】

- 貸付実績 83億1,659万円 (105,630件)
- 償還実績 63億2,042万円 (うち未貸付金4,232万円)
- 償還率 75.49% (未貸付金を除いた割合)
- 未償還額 19億9,617万円

「未償還額」の状況(平成24年6月30日現在)

- 償還済額 1,781万円
- 償還予定額 4,021万円
- 償還免除見込み額 19億3,815万円 (=債権放棄見込み額)

【貸付原資(大阪府⇒府社協)の状況(平成24年6月30日現在)】

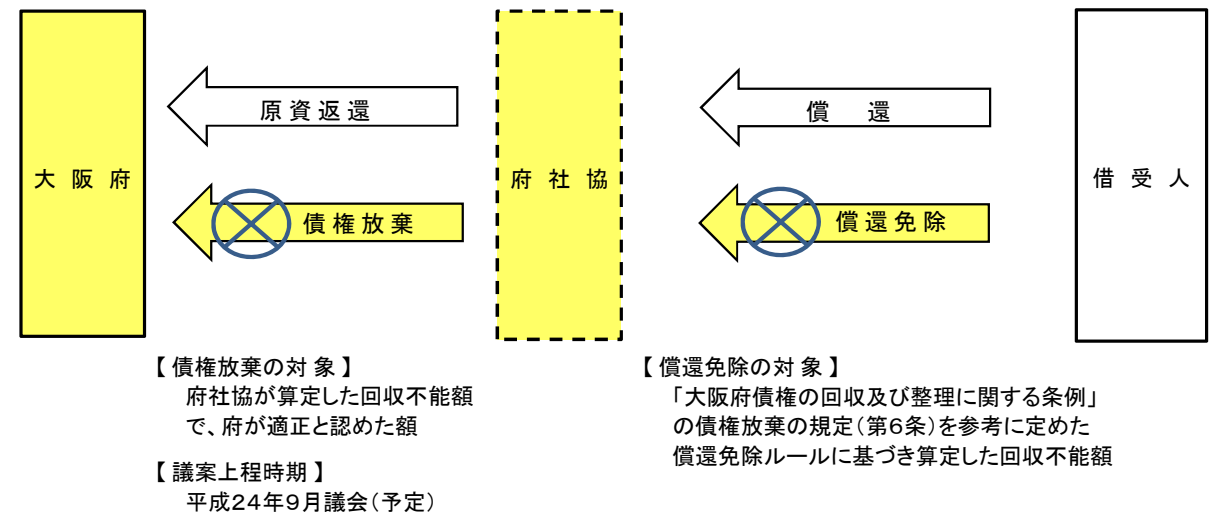
- 府貸付金累計 22億7,377万円
- 府への返還済額 2億9,541万円 (うち未貸付金4,232万円)
- 貸付中の金額 19億7,836万円 (=未償還額)

処理スキーム(案)の概要

- 提案に至るまでの経過
 - ・平成16年から平成18年にかけて、市町村社協において全債権を調査。
 - ・平成19年度から府社協において債権分類、債権管理
 - ・平成22年度に委員監査で「貸付金の返還のあり方について、早急に協議に入ること。」との指摘。
 - ・回収不能分に対する全庁的な償還免除基準が無く、処理困難だったが、平成22年度に府債権回収整理条例が制定され、同条例を参考に償還免除ルール作成。
 - ・府と府社協の間で、償還免除ルール及び府社協が行う事務の進め方等について覚書を締結。(H23.3.31)
※上記償還免除ルールは、大阪府債権の回収及び整理に関する条例の債権放棄規定を参考に策定。
 - ・平成23年度に府社協が全債権を調査し、回収不能額を算定。
 - ・債権放棄額について平成24年9月議会へ提案予定。

府の債権放棄額(提案額) = 府社協が調査した結果、算定した回収不能額

府の債権放棄と府社協の償還免除の関係



【債権放棄の対象】
府社協が算定した回収不能額で、府が適正と認めた額

【議案上程時期】
平成24年9月議会(予定)

【償還免除の対象】
「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」の債権放棄の規定(第6条)を参考に定めた償還免除ルールに基づき算定した回収不能額

府社協の償還免除ルール *「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」第6条を参考に作成。

次のいずれかに該当するときは、償還を免除することができる。

- 借受人(相続人を含む。以下同じ)が破産法に基づく免責決定を受けたとき <破産法>
- 借受人が消滅時効を援用したとき <民法>
- 借受人に対する府社協の債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(借受人がその援用をしていないものに限る。)について、次の各号に掲げる事由があるとき <大阪府債権の回収及び整理に関する条例と同じ>
 - ア 借受人に差し押さえることができる財産がないとき
 - イ 強制執行をすることによって借受人の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
 - ウ 借受人の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき
- ※4 借受人に対する府社協の債権のうち消滅時効の期間が経過していないものについて、次の各号に掲げる事由があるとき
 - ア 借受人の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類すると認められるときで、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるとき
 - イ 借受人に対する府社協の債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときで、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるとき

<※:条例の規定と異なる規定とした理由>

- ・条例では、ア、イの事由により徴収停止を行った後、この事由が3年継続しているときに償還免除を行うことができると規定。
- ・本貸付金については、H16からH18にかけて借受人の状況を全件調査しており、3年以上前から所在不明であったなどの状況を把握していることから、実質的には、条例の趣旨を満たしているものとみなす。